

退職医師等による診療情報閲覧申請の手引

第4版

名古屋掖済会病院

退職医師等による診療情報閲覧申請の手引

この「手引」は、名古屋掖済会病院（以下「当院」という）が保有する診療情報を、退職した医師等が閲覧するための申請について、具体的な方法と特に留意すべき事項等をまとめたものです。個人情報を取り扱いますので、実際の申請にあたっては、関係法令や通知等を十分理解のうえ、手続きを行ってください。

ご不明な点等がありましたら、病歴管理課へお問い合わせください。

1. 申請者の資格

当院で就業歴のある医師等で、下記の目的で閲覧を行う場合に、申請することができます。

- ・専門医等の資格取得に必要なデータ収集のため
- ・学会等での症例報告に必要な資料作成のため
- ・その他、病院長が許可した場合

2. 閲覧が許可される期間、許可される診療情報の範囲

- ・申請し許可を得た当日のみ、閲覧が可能となります。
- ・閲覧の範囲は、申請者本人が、当院在籍中に診療等で関わった患者の情報のみとなります。
- ・対象となる患者以外への不正なアクセスがあった場合は、次回からの申請をお断りいたします。

3. 申請に必要な書類

- ・申請者本人であることがわかる身分証明書（運転免許証等顔写真入りのもの）

4. 申請の手順

（１）閲覧の申請：下記のどちらかの方法で申請

- ・閲覧申請フォームより申請する場合

当院ホームページに設置の「閲覧申請フォーム」より必要事項を入力して送信してください。[トップページ > 医療関係者の方へ > 退職者の診療情報閲覧申請]

- ・電子メールにて申請する場合

当院ホームページに設置の「閲覧申請書」をダウンロード後、必要事項を記入し、身分証明書の写真と共に電子メールにて病歴管理課宛に送信してくだ

さい。[病歴管理課アドレス：byoreki@ekisai.or.jp]

（２）閲覧の許可

- ・医師：病歴管理課所属長の許可を得たのち申請者へ電話または電子メールにて許可連絡します（1週間程度）。
- ・医師以外：退職部署の所属長の許可および病院長の許可を得たのち申請者へ電話または電子メールにて許可連絡します（2週間程度）。

（３）閲覧（申請者の来院）

- ・身分証明書を持参し、病歴管理課へお越しください。
- ・「診療情報の閲覧に関する誓約書」を記入していただきます。
- ・電子カルテへのログイン用IDとパスワードをお渡しします。

５．閲覧における諸注意

- ・閲覧場所：病歴管理課内（外来棟 6 階）
- ・閲覧可能時間：平日午前8時20分から午後4時50分まで
- ・診療情報等の写しを持ち出す必要がある場合
資格申請などのため、診療情報を持ち出す場合、個人情報に当院の職員がマスキングします。内容により、後日受け渡しになる場合があります。
- ・無許可での紙媒体による印刷、デジタルカメラ／スマートフォン等での画面の撮影は禁止です。
- ・病院情報システム（病院 PC 等）への USB メモリ、スマートフォン、モバイル端末、デジタルカメラ等の外部媒体の接続は禁止です。

お問い合わせ

病歴管理課

電話：052-652-7711（内線：2685）

受付時間：平日 午前8時20分から午後4時50分まで

2020年1月10日 新規作成 第1版

2020年12月9日 一部変更 第2版

2023年6月1日 一部変更 第3版

2025年7月1日 一部変更 第4版